

議案第78号

大野市民間保育所等におけるおむつ持ち帰りゼロ支援事業補助金交付
要綱案

令和5年12月25日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

市内の民間保育所及び認定こども園（以下「民間保育所等」という。）において、使用済みおむつの持ち帰りを無くすために必要な設備導入を補助し、民間保育所等及び保護者の負担を軽減するため

大野市教育委員会告示第 号

大野市民間保育所等におけるおむつ持ち帰りゼロ支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年12月 日

大野市教育委員会

大野市民間保育所等におけるおむつ持ち帰りゼロ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間保育所及び認定こども園（以下「民間保育所等」という。）が使用済みおむつを処分するために必要な設備導入に対して補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、民間保育所等による使用済みおむつの処分を促進し、民間保育所等を利用する児童の保護者及び保育所等双方の負担軽減を目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、民間保育所等とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、使用済みおむつを処分するために必要な備品（ごみ箱、ごみの運搬に使用する手押し車等。ごみ袋等の消耗品を除く。）の購入経費として市長が適当と認める経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は補助対象経費の10分の10とし、補助上限額及び予算の範囲内で補助する。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助上限額)

第6条 補助上限額は、国の保育対策総合支援事業費補助金「保育環境改善等事業

」感染症対策のための改修整備等事業に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第7条 本補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第5条に定める補助金等交付申請書に、同条第1号から第3号で定める書類に替えて、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 大野市民間保育所等におけるおむつ持ち帰りゼロ支援事業補助金内訳書(様式第1号)

(2) 見積額の根拠となる書類又はその写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(変更申請)

第8条 本補助金の交付決定を受けた者は、事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、大野市民間保育所等におけるおむつ持ち帰りゼロ支援事業補助金変更交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、補助金変更交付指令書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに規則第10条に定める補助事業等完了実績報告書に、同条第1号から第2号で定める書類に替えて、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 大野市民間保育所等におけるおむつ持ち帰りゼロ支援事業補助金実績報告書(様式第4号)

(2) 支出額の根拠となる書類又はその写し

(3) 購入した備品の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(関係図書の保存)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 1 2 月 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 6 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、第 10 条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

大野市民間保育所等におけるおむつ持ち帰りゼロ支援事業補助金内訳書

施設名 _____

| 購入する備品の名称 | 購入する備品の用途 | 見積額 ① | 寄付金その他の 収入予定額 ② | 差引額 (対象経費の支出予定額) ③(①-②) | 補助基準額 ④ | 選定額 ⑤(③または④のいずれ か低い額) | 補助申請額 (⑤×10/10) ※千円未満切り捨て ⑩ | 見積額の根拠 |
|-----------|-----------|----------|-----------------------|-------------------------------|------------|-----------------------------|--------------------------------------|--------|
| | | 円 | 円 | 円 | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 合計 | | 円 | | 円 | 円 | 円 | 円 | |

※見積額の根拠となる書類を添付すること。

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

大野市長 様

住 所

申請者 事業者名

代表者氏名

大野市民間保育所等におけるおむつ持ち帰りゼロ支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定のありました、大野市民間保育所等におけるおむつ持ち帰りゼロ支援事業補助金について、下記のとおり補助金の変更交付を受けたいので、大野市民間保育所等におけるおむつ持ち帰りゼロ支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- | | | | |
|---|--------------------|-------|---|
| 1 | 補助金交付申請額 | 変更前の額 | 円 |
| | | 変更後の額 | 円 |
| | | 増 減 | 円 |
| 2 | 変更の理由 | | |
| 3 | 変更の内容 | | |
| 4 | 添付資料（所要額調書、事業計画書等） | | |

様式第3号（第8条関係）

大野市指令 第 号

事業者名

代表者

年 月 日付けで変更交付申請のあった大野市民間保育所等におけるおむつ持ち帰りゼロ支援事業補助金について、大野市民間保育所等におけるおむつ持ち帰りゼロ支援事業補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり交付する。

年 月 日

大野市長

記

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け変更交付申請書のとおりとする。
- 2 変更後の補助金の額は 円とする。
- 3 大野市補助金等交付規則第12条に該当するときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 4 補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業完了実績報告書及び請求書に指令書写しを添えて提出すること。
- 5 交付した補助金については、その用途及び経理状況について市の監査を受けることがある。

